

令和 2 年度予算概算要求・税制改正・ 機構定員要求概要（内閣府防災担当）

**令和元年 8 月
内閣府政策統括官（防災担当）**

目 次

I. 令和2年度内閣府防災部門概算要求

内閣府防災部門概算要求のポイント	01
内閣府防災部門概算要求総括表	02
令和2年度内閣府重点施策に対応した事項の概算要求事項	03
地震対策の推進	04
火山災害対策の推進	05
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	06
防災計画の充実のための取組推進	07
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	08
国際関係経費	09
防災を担う人材の育成、訓練の充実	10
社会全体としての事業継続体制の構築推進	12
防災ボランティア連携促進	13
中央防災無線網の整備・維持管理等	14
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	15
災害対応業務標準化の推進	16
南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証	18
防災情報の収集・伝達機能の強化	19
被災者支援に関する総合的対策の推進	20
被災者支援・復興対策の推進	23
被災者生活再建支援金補助金	25
災害救助費等負担金	26
災害弔慰金等負担金	27
災害援護貸付金	28
特定地震防災対策施設運営費補助金	29

II. 令和2年度内閣府防災部門税制改正概要

令和2年度税制改正概要	30
-------------	----

III. 令和2年度内閣府防災部門機構・定員要求概要

令和2年度機構・定員要求概要	38
----------------	----

令和 2 年度内閣府防災部門 概算要求

内閣府防災部門概算要求のポイント

令和2年度概算要求額 8,949百万円
(前年度予算額 8,176百万円)

(内訳) ○災害予防	1,190百万円	(1,086百万円)
○災害応急対応	1,908百万円	(1,326百万円)
○災害復旧・復興	5,375百万円	(5,292百万円)
○その他	476百万円	(472百万円)

災害予防

- ▶ 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応、首都直下地震の防災・減災対策、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策、相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動、帰宅困難者対策等の地震対策を検討・推進する。
- ▶ 火山専門家の育成や火山監視観測・調査研究体制の整備、広域噴火災害対策、突発噴火時の緊急避難対策等の火山災害対策を検討・推進する。
- ▶ 首都圏等における大規模水害時の住民避難や、水害・土砂災害からの住民の主体的な避難行動の促進に係る検討を行う。
- ▶ 事前防災・減災推進のため、地震・津波防災に係る国民運動の推進、防災スペシャリストの人材育成、訓練の充実等を図る。

・地震対策の推進	243百万円	(230百万円)
・土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	70百万円	(62百万円)
・防災を担う人材の育成、訓練の充実	227百万円	(189百万円)
		等

災害応急対応

- ▶ 他機関が保有する防災情報との連携に係る機能改修、津波浸水被害システムの拡張等の総合防災情報システムの整備や、中央防災無線網の整備・維持管理等を行う。
- ▶ 大規模災害時に被災情報や避難所の情報などを集約・地図化し提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チーム（ISUT）の機能強化、地方公共団体における受援体制の構築等、災害対応業務の標準化を推進する。
- ▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する応急対策活動の具体計画策定のための調査・検討や、船舶を活用した医療機能の実証訓練等を行う。

・総合防災情報システムの整備	714百万円	(290百万円)
・災害対応業務標準化の推進	40百万円	(25百万円)
		等

災害復旧・復興

- ▶ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組の検討や、災害関連死の取組検討調査を行う。
- ▶ 災害救助法、被災者生活再建支援法等に基づく各種補助等を行う。

・災害救助費等負担金	4,310百万円	(4,310百万円)
・被災者生活再建支援金補助金	600百万円	(600百万円)
		等

その他

・一般事務処理経費等	225百万円	(221百万円)
		等

令和2年度 内閣府防災部門 概算要求総括表

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	前年度 予算額	2年度 要求額	対概算要求 増△減額
○ 災害予防	1,086	1,190	104
地震対策の推進	230	243	13
火山災害対策の推進	171	175	4
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	62	70	8
防災計画の充実のための取組推進	10	10	0
実践的な防災行動の定着に向けた国民運動の推進等	376	390	14
防災を担う人材の育成、訓練の充実	189	227	38
社会全体としての事業継続体制の構築推進	33	35	2
防災ボランティア連携促進	15	40	25
○ 災害応急対応	1,326	1,908	582
中央防災無線網の整備・維持管理等	826	854	28
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	104	179	75
災害対応業務標準化の推進	25	40	15
南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証	70	111	41
防災情報の収集・伝達機能の強化	301	724	423
○ 災害復旧・復興	5,292	5,375	83
被災者支援に関する総合的対策の推進	23	101	78
被災者支援・復興対策の推進	69	74	5
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	4,310	4,310	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	150	150	0
○ その他	472	476	4
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	221	225	4
合 計	8,176	8,949	773

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

上記要求額には、内閣官房にて一括計上される総合防災情報システムの整備等(679百万円)が含まれている。

※復興庁一括計上(東日本大震災分)として、被災者生活再建支援金補助金102億円及び災害救助費等負担金等55億円

令和2年度概算要求における内閣府防災の重点事項

I 地震対策の推進

甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれのある大規模地震について、総合的な防災対策の検討を行う。

(概算要求額) 243百万円(令和元年度予算 230百万円)

(主な施策)

- 南海トラフ地震における更なる被害の軽減を図るため、課題解決に向けた検討を行う。
- 首都直下地震に係る各施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、更なる被害軽減のための防災対策の検討を行う。
- 日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震動・津波に対する防災対策について検討を行う。

II 火山災害対策の推進

火山防災体制を強化するための施策を推進する。

(概算要求額) 175百万円(令和元年度予算 171百万円)

(主な施策)

- 広域噴火災害対策について、自治体等の応急対応の具体化に当たっての検討を行う。
- 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成の支援等を行う。

III 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

住民の主体的な避難行動を促すための検討等を行う。

(概算要求額) 70百万円(令和元年度予算 62百万円)

(主な施策)

- 近年の豪雨災害を踏まえ、住民の主体的かつ早期の避難行動を推進するうえでの課題や必要な方策の検討等を行う。
- 大規模水害時の広域避難の在り方に係る検討を行う。

IV 被災者支援に関する総合的対策の推進

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組等について検討する。

(概算要求額) 101百万円(令和元年度予算 23百万円)

(主な施策)

- 避難所の生活環境の改善事例集の作成や、指定避難所となる施設の防災機能の調査を行う。
- 災害関連死の取組に関する検討を行う。
- 海外の被災者支援策の比較検証のための調査等を行う。

V ICTの活用による官民の情報共有

ICTの活用により関係者が体系的に状況把握するための情報共有の仕組みとして、ISUTの機能を強化する。

(概算要求額) 25百万円(令和元年度予算 15百万円)

(主な施策)

- 被災情報や避難所の情報などを集約・地図化し提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チーム(ISUT)の活用モデルを作成し、マニュアルとして整理する。

VI 防災体制の充実・強化(機構・定員要求事項)

災害を通じて得られた教訓を踏まえ、我が国の災害対応がより効果的なものとなるよう、人員・組織の拡充を図る。

地震対策の推進

令和2年度概算要求額 **243百万円** (230百万円)

〈うち優先課題推進枠87百万円〉

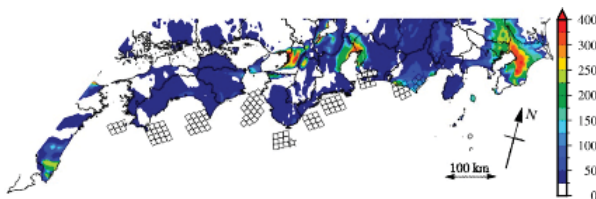
事業概要・目的

東日本大震災の教訓等を踏まえ、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある大規模地震について、総合的な防災対策を検討するための基礎調査として、地震動・津波の推定、被害想定・対策の検討等を行います。令和2年度の事業概要は以下の通りです。

- 日本海溝・千島海溝沿いで想定される最大クラスの地震動・津波に対する防災対策について検討を行います。
- 相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動に対する防災対策について検討を行います。
- 首都直下地震等の発生に備え、一時滞在施設の確保や発災時の適切・円滑なオペレーションに資する帰宅困難者対策について検討を行います。
- 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の議論等を踏まえ、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まった際の具体的な防災対応等について検討を行います。
- 首都直下地震対策に係る施策の進捗状況の分析等を行い、今後の防災対策の検討を行います。

事業イメージ・具体例

- 日本海溝・千島海溝沿いで想定される地震動・津波モデルを用い、防災対策の検討を実施します。
 - ①被害想定 of 検討 (被害想定手法の検討、文献調査、有識者へのヒアリングなど)
 - ②防災対策の検討 (過去災害の調査、想定被害を軽減させる施策の検討など)
- 相模トラフ沿いで長周期地震動の影響を受ける高層建築物等に対する防災対策について検討します。
- 帰宅困難者発生時の円滑な対応を実現するため、地域毎の取組状況を整理し、課題の分析や対策を検討します。
- 南海トラフ地震の被害軽減のため、課題解決に向けた検討を行います。
 - ①社会様相の変化等を踏まえた防災対応の検討
 - ②広域連携の検討
- 首都直下地震対策に係る各施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、更なる被害量の軽減を図るための防災対策の検討を行います。



長周期地震動の検討(イメージ)



帰宅困難者の発生(イメージ)

期待される効果

- 日本海溝・千島海溝沿いの防災対策の検討により、地震動・津波による被害の軽減を図ります。
- 長周期地震動の検討により高層建築物等の防災体制を構築します。
- 帰宅困難者対策等により、発災時の適切な避難誘導・被災者支援等が実現され、被害の軽減を図ります。
- 南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まった際の具体的な防災対応等について検討することにより、被害の軽減を図ります。
- 首都直下地震に係る減災目標の達成に向け、効率的な防災対策の検討が可能となります。

火山災害対策の推進

令和2年度概算要求額 175百万円 (171百万円)

〈うち優先課題推進枠97百万円〉

事業概要・目的

平成27年度に改正された活動火山対策特別措置法を踏まえ、火山防災体制を強化するため、各種施策を推進します。

令和2年度の事業概要は以下の通りです。

- 火山専門家を活用する仕組みの構築、火山専門家の育成、監視観測・調査研究体制の整備について検討します。
- 火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の火山専門家による技術的支援等を行います。
- 「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」の議論等を踏まえ、自治体等の応急対応の具体化に当たっての検討を行います。
- 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成の支援等を行います。

事業イメージ・具体例

- 火山専門家を活用する仕組みの構築、火山専門家育成、監視観測・調査研究体制の整備に関する検討
 - ①火山防災対策会議等の開催
 - ②火山専門家の連絡・連携会議の開催
- 火山専門家による技術的支援
 - ①火山防災エキスパート制度の運用
 - ②火山防災協議会等連絡・連携会議の開催
 - ③指針・手引き等を用いた研修の開催
- 広域噴火災害対策の検討
 - ①ワーキンググループの議論等を踏まえ、降灰対策について、自治体等の応急対応を具体化するに当たっての手順や留意点等の検討
- 突発噴火時の緊急避難対策の推進
 - ①モデルとなる集客施設等における避難確保計画の作成を支援
 - ②支援から得られた知見を踏まえた事例集等の拡充



広域噴火災害(降灰)のイメージ



火口周辺の集客施設の例

期待される効果

- 火山の監視観測・調査研究体制の整備、広域噴火災害時の具体的な防災対応の策定、突発噴火時の緊急避難対策の促進等により、火山災害時の国及び地方公共団体の対応力が向上し、被害の軽減が期待されます。

土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

令和2年度概算要求額 70百万円（62百万円）

＜うち優先課題推進枠40百万円＞

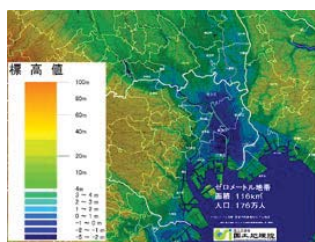
事業概要・目的

近年の災害の激甚化等を踏まえ、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念される首都圏等における、洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等を検討しています。令和2年度の事業概要は以下の通りです。

- 近年の豪雨を踏まえ、住民の避難行動を推進するための検討を実施します。
- より実効性のある広域避難の在り方等の検討を推進するため、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」の報告（平成30年3月）で提示された基本的な考え方や定量的な算出手法に基づき更なる検討を行います。

事業イメージ・具体例

- 近年の豪雨を踏まえ、住民の主体的かつ早期の避難行動を推進するうえでの課題や必要な方策の検討等を行います。
- 首都圏等における大規模水害からの広域避難にかかる関係機関間の連携・役割分担のあり方を踏まえ、より実効性のある広域避難のオペレーションに関する検討を行います。
 - ①排水効果を考慮した検討
 - ②気象条件や鉄道の運行状況の変化等を踏まえた検討 など



首都圏のゼロメートル地帯



H30.7豪雨による
岡山県倉敷市真備町周辺の被災状況



H30.7豪雨による
広島県呉市安浦町周辺の被災状況

期待される効果

- 住民が主体的な避難行動をとれるように、避難対策の強化が見込まれます。
- 大規模水害発生時の首都圏等における具体的な避難計画の立案にあたり、国・地方公共団体が直面している課題を解決することにより、被害が軽減されます。

防災計画の充実のための取組推進

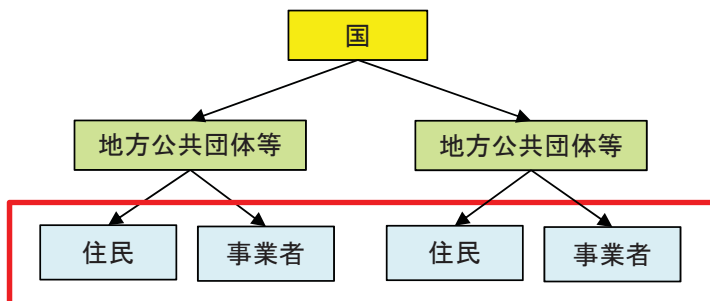
令和2年度概算要求額 10百万円（10百万円）

事業概要・目的・必要性

- 大規模災害への対策、特に、首都直下地震対策と南海トラフ地震対策については、基本計画に基づき、国、地方公共団体、指定公共機関などの防災関係機関が防災対策の取組を推進しているところです。
- 令和元年5月には、南海トラフ地震に関する基本計画が変更され、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の措置等の新たな対応が盛り込まれました。
- この変更を踏まえつつ、地方公共団体や指定公共機関などの南海トラフ地震対策を効果的に進めていくためには、地方公共団体等の計画策定の促進、基本計画の変更に伴う新たな対応についての地方公共団体等の計画への反映のみならず、地域住民への内容の周知を徹底し、計画の実効性を高めることが必要です。
- 本事業では、住民の南海トラフ地震対策についての理解や防災意識に関する課題の洗い出しを行うとともに、理解促進が進んでいる地方公共団体の取組の分析・整理や横展開を行うことで、各地域の南海トラフ地震対策の実効性確保に向けた対策の検討に役立てていきます。

事業イメージ・具体例

- 南海トラフ地震推進地域内の住民や事業者を対象にアンケートを実施し、地域別に、
 - ・住民の南海トラフ地震対策に関する理解度
 - ・防災意識に関する課題等を把握します。
- 加えて、住民の理解促進等が進んでいる地域の取組を先進事例として分析・整理し、横展開することで、全国の南海トラフ地震対策の推進を図ります。



住民や個々の事業者のレベルまで南海トラフ地震対策の理解度を高め、事前の備えを促進させることで計画の実効性を向上させる

期待される効果

- 南海トラフ地震に対する地方公共団体等の計画の実効性を確保することにより、全国の南海トラフ地震対策を推進します。

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進

令和2年度概算要求額 144百万円（113百万円）

＜うち優先課題推進枠17百万円＞

事業概要・目的

- 近年、災害が激甚化する中、災害被害を軽減するためには、あらゆる自然災害に備える「防災意識社会」の構築に向けた取組が求められている。
- 国民の実践的な命を守る防災行動の定着のためには、様々なチャネルを活用して、子供から大人まで幅広い層の国民に対して啓発を行っていくことが重要。
- 内閣府では、国民一人ひとりに「自らの命は自らが守る」という意識を醸成するため、子供の頃からの防災教育の促進を図る。
- また、地域、企業・団体、学校、ボランティア等多様な主体が一堂に会し、その取組や知見の発表を通じて、防災を実践的に学ぶ、「防災推進国民大会」を実施するほか、津波防災について、津波被害が軽減されるよう、防災意識の向上を図る。
- 防災に関する情報を網羅的・一元的に集約したポータルサイト「TEAM防災ジャパン」を通じて情報を発信するなど、幅広く普及啓発を行い、国民全体に対する実践的な防災行動の推進を図る。

事業イメージ・具体例

実践的な防災行動推進のための取組

防災教育の推進

「自らの命は自らが守る」意識の醸成

- ✓ 防災教育チャレンジプランの実施
- ✓ 防災ポスターコンクールの実施
- ✓ 防災教育コンテンツの提供

など

防災意識社会の構築

国民の防災意識の向上・定着

- ✓ 防災に関する情報の収集・発信
- ✓ 防災推進国民大会の開催
- ✓ 津波防災の日イベントの開催
- ✓ 官民連携の取組促進
- ✓ 共助意識の向上

など

様々なチャネルを通じた取組

国民全体に対する実践的な防災行動の推進

期待される効果

- 国民一人ひとりが命を守る行動を実践的に学ぶことにより、「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会が構築されることで、国民一人ひとりの「自助力・共助力」、そして地域全体の防災力が高まり、災害被害の軽減が図られる。

国際関係経費

令和2年度概算要求額 248百万円 (265百万円)

事業概要・目的

【背景】

- 世界ではアジアを中心に大きな災害被害が毎年のように発生
➔ **災害被害の軽減は、国際社会の共通の重要課題**
- 第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015－2030」が各国において着実に実施されることが重要。

【目的・事業概要】

- 「仙台防災枠組」の国内外における普及・定着を図るため、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、
 1. 我が国企業の海外展開支援に資する戦略的な国際防災協力の展開
 2. 「仙台防災枠組」推進のための国連防災機関を通じた国際防災協力
 3. アジア地域における多国間防災協力 等 を推進する。

事業イメージ・具体例

- (1) 国際経済活動における戦略的な防災分野への投資推進
 - ・ 我が国企業の防災インフラの海外展開を促進するため、我が国の防災分野の知見(防災技術・ノウハウ等)を戦略的に発信する。
- (2) 「仙台防災枠組」推進のための国連防災機関の活動支援等
 - ・ 「仙台防災枠組」の推進のため、国連防災機関(UNDRR)が実施する全世界を対象とした「仙台防災枠組」の推進活動を支援する。
- (3) アジア地域における多国間防災協力の推進
 - ・ アジア地域における、防災情報の収集・提供、人材育成、「世界津波の日」を含む津波防災の意識啓発等の活動を支援する。
- (4) 国際復興支援プラットフォーム(IRP)の活動支援
 - ・ IRPの活動を通じて、各国の災害復興に関する経験や教訓、「より良い復興」に関する優良事例等を収集し、国際社会で広く共有する会議を開催する。
- (5) 国際防災会議等への出席
 - ・ 国際防災会議等に参加し、我が国の知見を発信する。

期待される効果

- 第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組」の普及・定着により、アジアをはじめとする各国における本枠組の着実な実施が推進され、世界の災害被害の軽減が図られる。
- 我が国企業の防災インフラの海外展開の機会が増進される。

国と地方の防災を担う人材の育成、訓練の充実①

令和2年度概算要求額 1 25百万円 (1 23百万円)

事業概要・目的

「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、国の職員や地方公共団体等の職員に対する研修を行います。

また、人材を育成する研修内容の充実についての検討を行う検討会を開催するなど、体系的な人材の育成を実施します。

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体等の職員に対して、内閣府防災でOJT研修や防災に関する研修を行います。
- 国・地方公共団体の職員に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した研修や各地域へ出向いた研修を行います。
- 災害対応に関する人材を育成する研修内容の充実についての検討会を開催するとともに、研修内容及び運営方法の見直し、研修指導要領の整備やインターネットを通じた研修など、防災に係る人材の育成について総合的に検討、実施します。



(H30年度「有明の丘基幹的広域防災拠点」における研修の状況)



(H30年度佐賀県における研修の状況)

期待される効果

- 国及び地方において、危機事態に迅速・的確に対応できる人材が育成され、災害対応能力が向上するとともに、組織の取り組みにより、組織としての災害対応能力の向上が図られます。
- 研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となります。

防災を担う人材の育成、訓練の充実②

令和2年度概算要求額 103百万円（66百万円）

〈うち優先課題推進枠36百万円〉

事業概要・目的

- 災害発生時には、防災関係機関が一体となって対応する必要があり、災害対策基本法、防災基本計画等においても防災訓練の実施が定められています。
- 「総合防災訓練大綱」に定められる各種防災訓練を実施することで、
 - ・ 防災関係機関の組織体制の機能確認と実効性の検証
 - ・ 平時からの防災関係機関等相互の連携強化
 - ・ 防災計画等の課題を発見し継続的な改善
 - ・ 住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上
 - ・ 行政機関、民間事業者の各防災担当者の日常の取組についての検証を図ることを目的とします。

事業イメージ・具体例

- 政府が実施する防災訓練等（主なもの）
 - ①「防災の日」（9月1日）総合防災訓練
官邸での政府本部運営訓練、政府現地調査訓練を実施する。
 - ②緊急災害対策本部事務局運営訓練
緊急災害対策本部事務局における業務及び関係機関との連携についての訓練を実施する。
 - ③緊急災害現地対策本部運営訓練
緊急災害現地対策本部の運営及び各地域で関係地方公共団体等との連携についての訓練を実施する。
 - ④地震・津波防災訓練
地震・津波防災を国民運動へ展開するために、「津波防災の日（11月5日）」の前後に、地域住民を対象にした津波防災訓練を実施する。
 - ⑤自然災害対処訓練情報の共有・利活用
関係機関の訓練水準の向上を図るため、各機関の訓練情報を共有・利活用するための取組を実施する。



(H30政府本部運営訓練の状況)



(H30緊急災害現地対策本部運営訓練の状況)

期待される効果

- 訓練を通じた課題抽出・改善、防災関係機関の連携強化により災害対応力の向上が期待されます。
- 多数かつ多様な主体が参加する訓練の実施により防災意識の向上が期待されます。

社会全体としての事業継続体制の構築推進

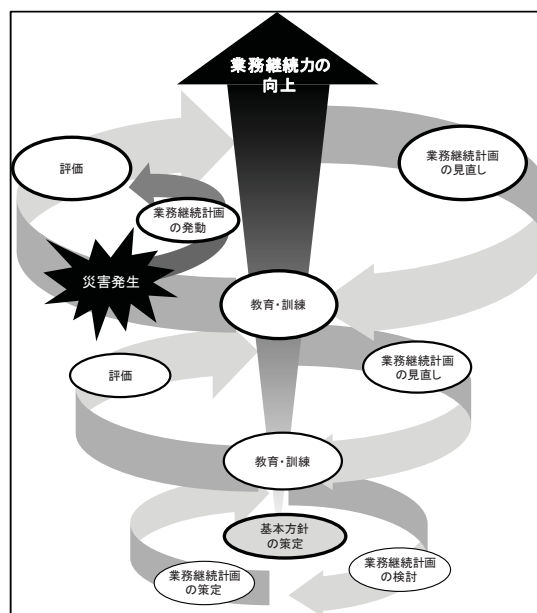
令和2年度概算要求額 35百万円（33百万円）

事業概要・目的

- 首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生に備え、災害時に国民生活等への影響を最小化するため、社会全体の事業継続体制を強化する必要があります。
- 中央省庁の事業継続体制については、政府事業継続計画に基づき、有識者による省庁事業継続計画の評価を行い、当該評価等を勘案して、省庁事業継続計画等を見直すなど、その実効性を確保する必要があります。
- 民間企業等の事業継続体制については、積極的に取り組む企業がある一方、これら取組を行っていない企業も多く存在しており、民間企業等の自発的な防災の活動の取組を促進する必要があります。併せて、自然災害により発生する経済的な損失を見込んで備えを促進する必要があります。
- 令和2年度においては、これらの課題に対応するため、引き続き社会全体としての事業継続体制の構築の推進に取り組みます。

事業イメージ・具体例

- ①中央省庁における事業継続体制の確保
 - ・省庁事業継続計画に係る有識者による評価及び評価結果に基づいた同計画の見直し等に係る調査
- ②民間企業等の事業継続体制の構築及び災害リスクマネジメント力向上の取組推進
 - ・民間企業等の事業継続体制（BCPの策定状況）に関する実態調査
 - ・自然災害が事業者等に与える影響に係る参考指標の拡充



期待される効果

- 社会全体の事業継続体制が構築されることにより、大規模災害時における国民経済及び国民生活への影響を低減することができます。

防災ボランティア連携促進

令和2年度概算要求額 40百万円（15百万円）

＜うち優先課題推進枠34百万円＞

事業概要・目的

- 「ボランティア元年」と呼ばれる平成7年の阪神淡路大震災では、全国から約140万人の人々がボランティアとして駆け付け、復旧・復興の大きな原動力として認識され、災害対策基本法に、行政が「ボランティアの環境整備に努める（H7年）」、「連携に努める（H25年）」旨規定された。
- 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨等の被災者支援においても、ボランティアや多様な専門技能を持つNPO等が大きな役割を果たしており、今後発生が懸念される南海トラフ等の大規模災害への対応において、その重要性はますます高まっている。
- また、平成30年7月豪雨等の災害を受け、「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、行政・NPO・ボランティア等の三者連携の強化及びコーディネート人材の育成により、地域の災害対応力の向上を図るべきとされている。
- こうした現状に鑑み、被災者支援を円滑・効率的に実施するため、行政・ボランティア・NPO等の三者連携の強化、更なる裾野の拡大等を推進しつつ、研修や訓練の実施等により三者連携をコーディネートする人材の育成を図る。

事業イメージ・具体例

(1) 行政・ボランティア・NPO等の実践的な三者連携体制の構築・強化

- ・ 被災者一人ひとりに寄り添った支援を円滑に行うため、行政・災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）・NPO等の三者の連携体制を構築・強化。
- ・ 平時・発災時に連携して行うべき事項を特定し、連携して行う作業の手順等を整理するなど、三者連携体制構築・強化のためのガイドラインを作成。
- ・ 三者連携体のない都道府県がまだ12団体あるところ、上記ガイドラインを踏まえて、自治体と協働して、三者連携体制構築・強化のための研修会や訓練などを加速度的に実施するほか、市町村域の連携モデルや広域連携モデルとなる連携体制構築モデル事業を実施。
- ・ 三者連携の基礎が一定程度ある自治体に対し、連携のコーディネーター「中核人材」として必要なスキル（被災者支援法体系、三者連携ファシリテーション、三者連携体の組織マネジメント等）を集中的に学ぶための研修を実施。

(2) ボランティアの裾野拡大

- ・ 行政・ボランティア・NPO等間の意見交換や取組発表の場を設け、ボランティアの裾野拡大を推進する。特に、福祉、教育、まちづくり系の分野の巻き込みを図る。

期待される効果

- 首都直下、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、三者連携体制の強化、コーディネート人材育成をすることで、平時から、応急・復旧、復興まで各フェーズにおける円滑・効率的なボランティア活動の推進をするとともに、各地域の防災力の向上が図られる。

中央防災無線網の整備・維持管理等

令和2年度概算要求額 854百万円（826百万円）

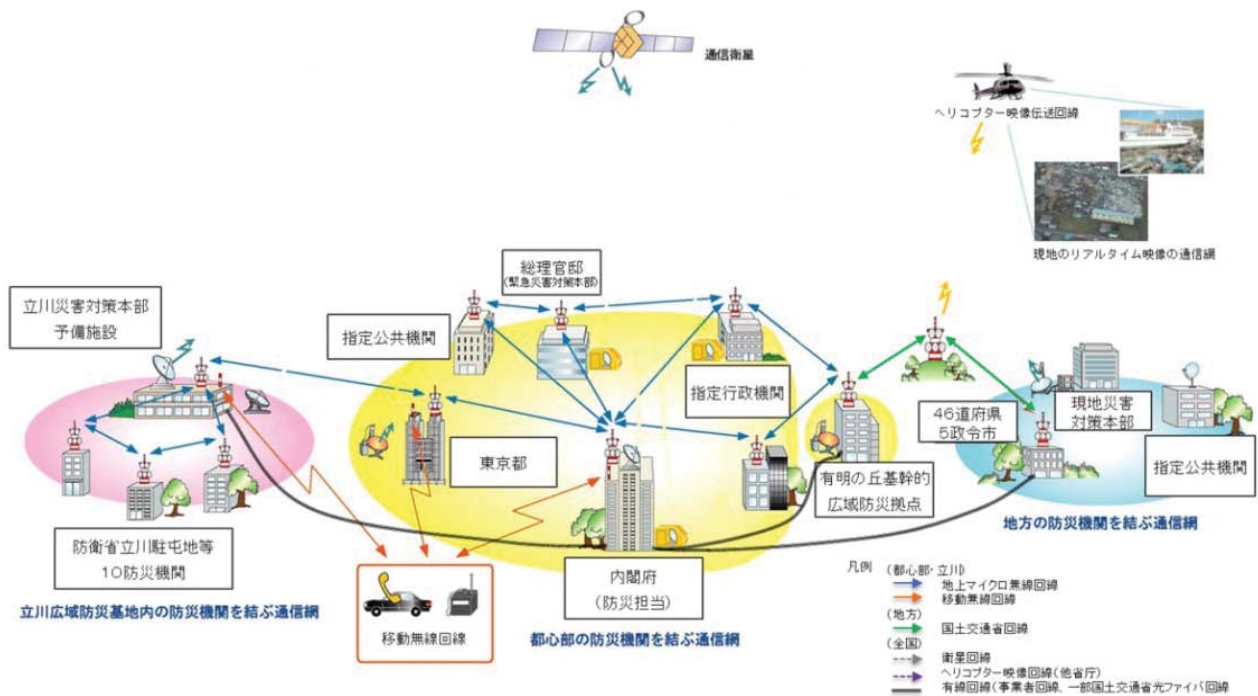
＜うち優先課題推進枠23百万円＞

事業概要・目的

- 中央防災無線網の円滑な運用・維持管理を行うため、中央防災無線網設備の監視、巡回点検、補修、リース契約などを行うとともに、衛星通信等について通信事業者と通信回線使用契約を行う。また、仙台現地対策本部の整備に伴い、広域イーサネット回線の構築を行う。
- 指定公共機関1機関の移転に伴う中央防災無線網（衛星通信設備）の整備を行う。

事業イメージ・具体例

- 中央防災無線網設備の監視・点検・補修・リース契約・通信回線使用料等
- 指定公共機関1機関の衛星通信設備の整備



期待される効果

- 首都直下地震や南海トラフ地震など大規模災害発生時に指定行政機関及び指定公共機関など全国の防災関係機関相互の通信が確保される。

立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等

令和2年度概算要求額 179百万円（262百万円）

＜うち優先課題推進枠68百万円＞

事業概要・目的

○災害対策本部予備施設（立川）の維持管理等

災害対策本部予備施設は、首都直下地震等の大規模災害で都心関係施設（官邸等）が甚大な被害を受けた場合に備え、国の災害対策本部機能、内閣府（中央合同庁舎第8号館）の防災専用の通信統制・情報処理のバックアップ機能等を持つ施設になります。

大規模災害に備え、当該施設の維持管理を適切に行うとともに、経年劣化した設備の改修を行います。

○東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点は、首都圏において大規模災害が発生した際の、政府の現地対策本部機能、救助活動や物資搬送等の拠点としての機能を持つ施設になります。

大規模災害に備え、当該施設の維持管理を適切に行います。

事業イメージ・具体例

○施設外観、位置

災害対策本部予備施設

（立川）



東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設

（有明の丘）



（東扇島）



○維持管理等に要する経費の概要

光熱水費、雑役務費（警備、点検保守、清掃業務）、修繕費 等

○経年劣化した設備の改修概要

【立川】給排水設備等の改修

期待される効果

○各施設を適切に保全することによって、各施設の機能を十分に発揮することができ、大規模災害発生時において、政府として迅速な災害対応行うことが可能となります。

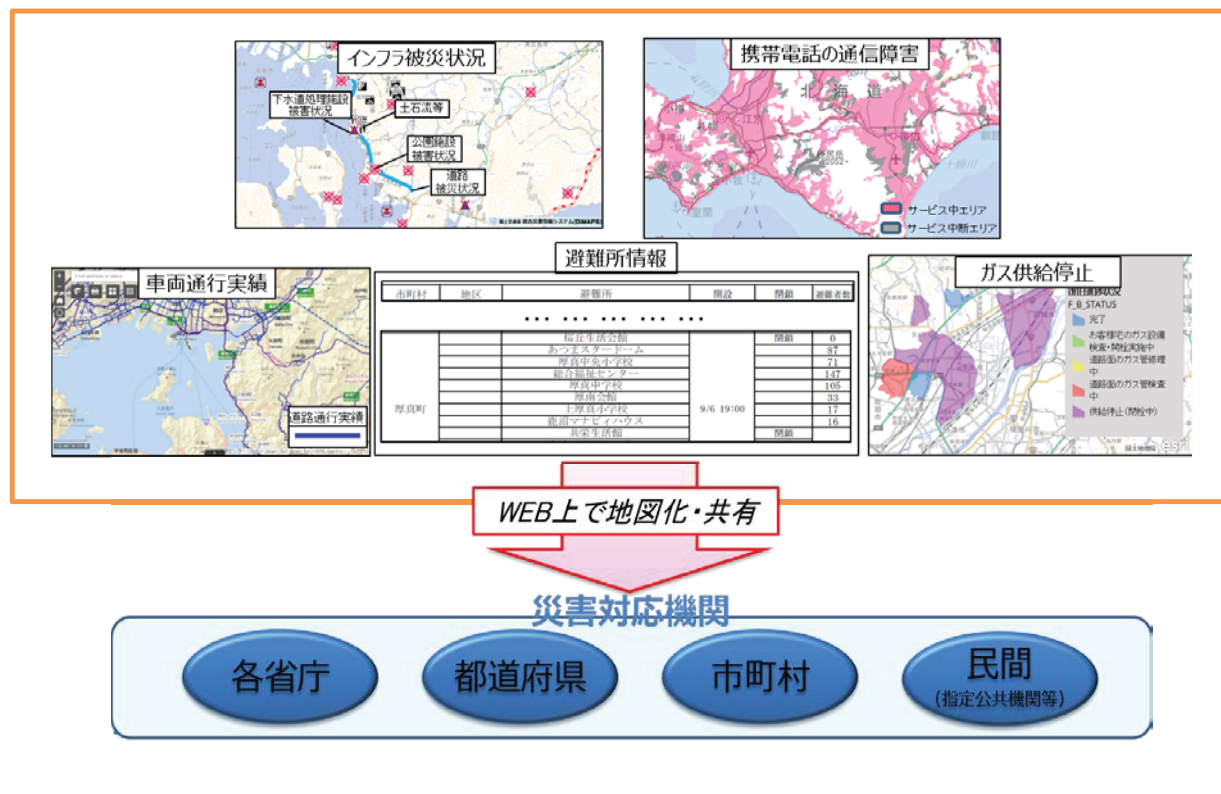
災害対応業務標準化の推進①

令和2年度概算要求額 **25百万円** (15百万円)

<うち優先課題推進枠10百万円>

事業概要・目的

- 大規模広域災害に不可欠な関係者間の連携による災害対応には、災害対応業務の標準化が必要であり、特に、関係者それぞれが体系的に状況把握するためのICTを活用した情報共有の仕組みが必要です。
- このため、大規模災害時に被災情報や避難所の情報などを集約・地図化し提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チーム（ISUT）を今年度から本格運用しており、今後、ISUTがより効果的かつ迅速に災害対応を支援するために、ISUTの機能強化を行います。



事業イメージ・具体例

- 地方公共団体の主な災害対応業務毎に、ISUTの活動や地方公共団体との連携の標準的な手順をとりまとめたISUT活用モデルを作成します。
- ISUTが現地で行う、紙情報の電子化や位置情報の付与等、データの整理・加工業務等を民間事業者へ委託します。

期待される効果

- ISUTによる情報共有の効率化及び迅速化が進み、関係機関の迅速かつ効果的な災害対応に寄与することができます。

災害対応業務標準化の推進②

令和2年度概算要求額 15百万円（10百万円）
＜うち優先課題推進枠10百万円＞

事業概要・目的

①地方公共団体における受援体制の構築

- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を被災した地方公共団体単独で実施することは極めて困難です。そのため、国、地方公共団体等との相互連携のもと業務の標準化等を進め、応援職員を円滑に受け入れられるような体制（受援体制）の構築が必要です。
- このため、今後受援体制の構築を更に推進していきます。

他の地方公共団体からの応援職員

被災地方公共団体
(人的資源の不足)

応援の受け皿づくり

受援体制の整備

構成要素

受援対象業務の特定

応援の受け入れを前提とした体制の構築

応援要請の手続き等

応援職員の活動場所の確保

→業務の標準化が重要

②災害対応業務の国際標準化

- 災害対応業務の国際標準化に適時対応し、また我が国の災害対応における知見を提供することで、国際標準化との整合性を高めるとともに、我が国の迅速な国内対応（JIS化等）が必要です。

事業イメージ・具体例

①地方公共団体における受援体制の構築

- 市町村による受援計画の策定を促進するため、市町村がより簡易に受援計画を策定できるよう、先進的な受援計画を調査・分析するとともに、ひな型となる受援計画モデルの策定を検討します。
- また策定した受援計画モデルをもとに、受援計画策定の更なる推進に向けた取組を行います。

②災害対応業務の国際標準化

- 国際標準化の検討状況の動向について調査等を行うとともに、ISO総会等に出席し、我が国の災害対応における教訓等の情報を提供します。

期待される効果

- 災害対応業務の標準化により、被災地方公共団体が応援職員をより円滑に受け入れることが可能となり、的確な災害対応を実現することができます。

南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画策定等調査検討

令和2年度概算要求額 111百万円(70百万円)

〈うち優先課題推進枠80百万円〉

事業概要・目的

- 既存の南海トラフ地震及び首都直下地震具体計画は、それぞれの地震について、科学的に想定し得る最大規模の津波・地震を想定して策定したものである。日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震についても「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において検討されている防災対策を検討する上で想定すべき最大クラスの地震・津波を対象とし、災害応急対策活動の具体的な計画を策定のための調査・検討を行う。
- 災害医療の整備体制について検証・検討を行い、災害時の医療機能等の拡充を図る。

事業イメージ・具体例

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、被害想定¹の検討を踏まえた応急対策活動に関する具体計画策定のための調査・検討
 - ・救助・救急、消火活動等における広域応援のあり方について、調査・検討を行う。
 - ・物資支援のあり方について、積雪地・寒冷地という被災地の特性も考慮した調査・検討を行う。
 - ・緊急輸送ルート、各種防災拠点等について、関係省庁や都道府県と連携して新たに設定するための調査・検討を行う。
- 既存の具体計画の実効性の確保・向上のための資料作成・とりまとめ
 - ・既存の具体計画に定めている緊急輸送ルート、各種防災拠点等の様々なデータの最新情報について、関係省庁や都道府県等から情報を収集の上、分析し、必要な資料作成・とりまとめを行う。
- 船舶医療活動要領の実効性の検証等
 - ・令和元年度作成の船舶医療活動要領について、その実効性を検証するため、国や都道府県で実施される防災訓練の場において、政府艦船を実際に使用した訓練を実施し、改善項目を抽出する。
 - ・大規模地震時における医療機能の拡充を図るため、民間船舶の活用を念頭に置いた船舶医療活動要領の内容の再検討を行うとともに医療モジュールの検討を行い、必要に応じた同要領の見直しを行う。

期待される効果

- 日本海溝・千島海溝沿いの大規模地震が発生した場合における応急対策活動について、具体計画を作成することにより、防災関係機関が相互に連携した的確かつ迅速な実施が可能となる。
- 緊急輸送ルート、各種防災拠点等の最新情報を既存の具体計画に反映させることにより、発災時のより適切な初動対応の実施が可能となる。
- 大規模災害時に、広域医療搬送が必要な待機患者の症状の安定化を図る臨時医療施設を洋上に設置する等、医療体制を補完する選択肢を広く検証・検討しておくことで、大規模災害時の円滑な医療活動等の実施に資することが期待される。

防災情報の収集・伝達機能の強化

令和2年度概算要求額 724百万円（301百万円）

＜うち優先課題推進枠11百万円＞

事業概要・目的

○防災情報の収集・伝達については、防災関係機関からの情報を総合防災情報システムにより収集・共有しており、安定的な運用と、より効率的な災害対応のため、他機関が保有する情報システムとの連携強化が必要である。



○また、災害時に国から避難所までの関係機関で物資支援に関する情報を共有し、迅速かつ効率的な物資支援を行うために機能強化を進めている物資調達・輸送調整等支援システムの保守・運用体制の確保、機能実効性の向上を図る必要がある。

○なお、情報収集機能の強化の観点から、SNSを活用した情報収集・発信や、民間や研究機関等が保有する災害リスク情報を位置情報付きの状態で見ることが重要である。



事業内容

○総合防災情報システム、物資調達・輸送調整等支援システムの保守・運用及び防災情報の連携に係る機能強化

災害の発生に備え、24時間365日の継続的な安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制を確保するとともに、引き続き他省庁等の保有する情報システムとの連携強化を図る。

災害時における迅速かつ効率的な物資支援に繋げるため、保守・運用体制の確保、機能実効性の向上を図る。

○SNSを活用した情報収集・発信

適時・適切な災害対応と国民の被害の最小化のためSNSを活用した情報収集・発信を24時間体制で行う。

期待される効果

○他機関が運用するシステムとの連携強化、被害の情報による迅速・適切な収集機能の強化により災害対応の実施が図られる。

被災者支援に関する総合的対策の推進経費① (避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組についての検討)

令和2年度概算要求額 **32百万円** (12百万円)
＜うち優先課題推進枠18百万円＞

事業概要・目的

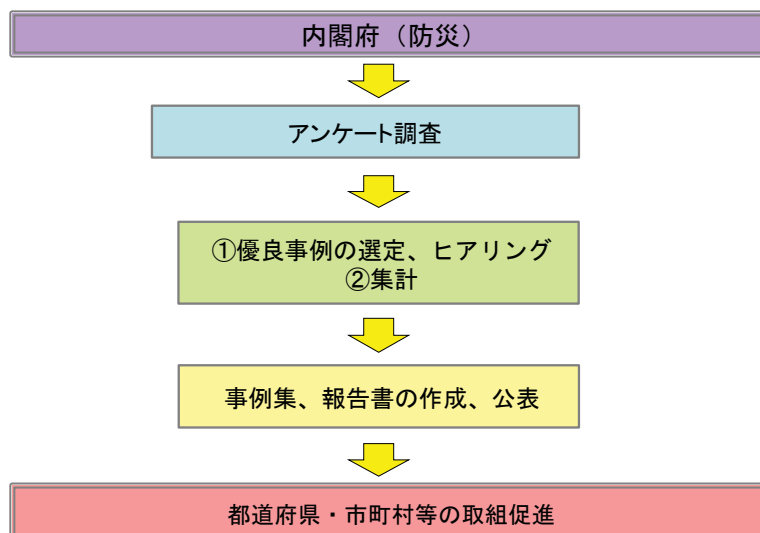
①避難所の生活環境の改善事例集作成業務

近年の災害における対応や防災基本計画等の改正を踏まえ、避難所の生活環境の改善事例について市町村に調査を行い、優良事例の選定し、事例集として公表することにより、今後の自治体における避難所の生活環境の整備への一助とする。

②指定避難所となる施設の防災機能調査

市町村へのアンケート調査により、指定避難所となる施設の防災機能の現状を把握するとともに、避難所となる施設において、施設・設備・備蓄面であらかじめ備えておくべきものについての検討調査を行う。

事業イメージ・具体例



期待される効果

事例集等を公表することにより、避難所の生活環境の整備を促進すること。

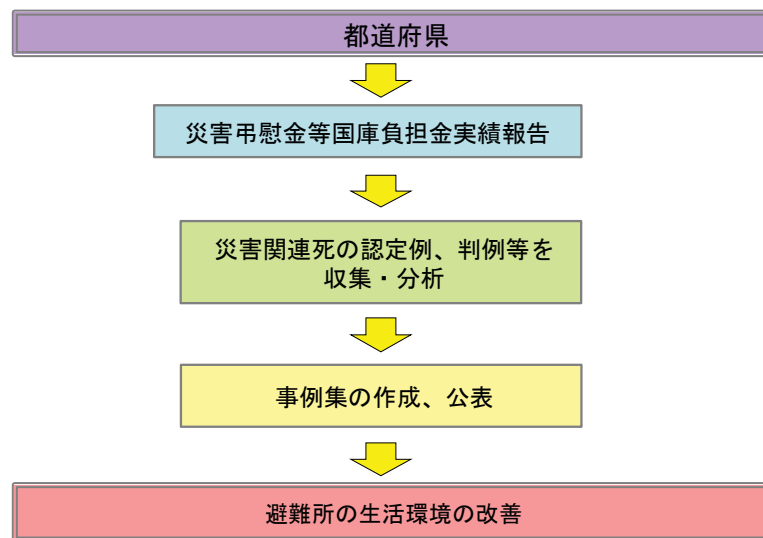
被災者支援に関する総合的対策の推進経費② (災害関連死の取組検討調査)

令和2年度概算要求額 30百万円 (新規)
〈うち優先課題推進枠30百万円〉

事業概要・目的

令和2年4月10日までに報告されてきた令和元年度実績報告書の内容を分析し、災害関連死の内容を把握した上で、東日本大震災、熊本地震等の災害関連死の認定例、判例等を収集・分析し、整理した上で災害関連死事例集を作成するための調査を行う。

事業イメージ・具体例



期待される効果

事例集を公表することにより、災害時において、避難所での避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を減らすよう、地方公共団体において取組を促進すること。

被災者支援に関する総合的対策の推進③

(海外の災害制度に関する調査)

令和2年度概算要求額 **39百万円** (新規)

<うち優先課題推進枠39百万円>

事業概要・目的

- 昨今、大規模災害が続発する中、海外の先進事例を踏まえた上で、政府の対応を強力に推進するための組織体制の構築や被災者支援メニューの充実を図るべきとの指摘がなされているところです。海外の組織体制や救助の実態について把握し、比較検証することが必要です。
- また、大規模災害により国会による法律制定のいとまがないときに内閣が政令を制定することを憲法に規定する議論が進められているところです。このような大規模災害に対する国家緊急事態への法制的対処について、諸外国の憲法、法律と比較した上で我が国の災害法制として考えうる論点の検証、整理が必要です。

事業イメージ・具体例

○海外の被災者支援策の比較検証

- ・先進国における避難所の施設や運営主体、衣食住に係る被災者支援メニュー等について比較調査を実施します。

○海外の防災組織の比較検証

- ・先進国の防災組織について、政府、自治体、民間（ボランティア）の権限と役割分担、人員、予算、発災時の指揮命令系統、組織の変遷等について比較調査を実施します。

○大規模災害に対する海外の法制度の比較検証

- ・国家緊急事態（大規模災害）の発生に際し、国家が国民社会に対し、どのような権利制限を発動できるか、またその根拠が憲法や法律にどのように規定されているのか、具体的に発動された実績等について比較検証を行います。

期待される効果

- 当該調査の実施により、我が国政府として講ずべき防災対策について、国際的な視点を踏まえた上で法的、財政的、人的観点からの妥当な範囲を明らかにします。

被災者支援・復興対策の推進①

(ITを活用した被災者台帳の作成等に係る調査・研究、災害の被害認定基準等の適正な運用の確保)

令和2年度概算要求額 **34百万円** (14百万円)
＜うち優先課題推進枠20百万円＞

事業概要・目的

被災者支援を円滑に進めるため、以下の調査・検討等を行う。

1. ITを活用した被災者台帳の作成等に係る調査・研究
 - 災害発生時における効率的な被災者支援を行うために被災者台帳を作成する際、作成後の更新、台帳情報の利用・提供等を踏まえれば、システムによって作成することが望ましい。今後、システムによる被災者台帳の作成が標準化していくことを見据え、住基システムをはじめとする既存システムとの連携、マイナンバーの利用等、システムを利用した被災者台帳の作成等に係る方策の検討や課題の抽出を行う必要がある。
2. 災害の被害認定基準等の適正な運用の確保について
 - 大規模災害の際には、他の地方自治体の応援を受けながら被害認定調査や罹災証明書の交付を進めることとなるため、これらの業務に係る応援・受援に適切に対応できることが重要となることから、近年の災害対応での応援・受援に係る経験や知見を踏まえ、『災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き』の改定を行う。

事業イメージ・具体例

1. 市町村に対し、被災者支援等のためのシステムの構築経費の一部を助成するモデル事業や迅速かつ円滑な被災者台帳の作成ができなかった市町村と共同で調査・研究を実施し、その成果を全国の市町村へ展開する。
2. 平成30年7月豪雨等の近年の災害における住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る応援・受援の実態を調査し、課題を分析した上で、効率的かつ適切な応援・受援の方策及び体制のあり方について検討を行い、実施体制の手引きを改定を行う。

期待される効果

1. モデル市町村の事例を活用することで、他の市町村における被災者支援等のためのシステムの導入が進み、被災者台帳の作成のための平時からの準備が促進される。
2. 各種災害発生時に市町村が適正かつ迅速に被害認定調査を実施できるようにすることで、被災者支援施策を円滑に進めることができる。

被災者支援・復興対策の推進②
(復興施策の調査、被災者の住まいの在り方に関する検討)
令和2年度概算要求額 **40百万円** (39百万円)

事業概要・目的

今後発生が予想される大規模災害に備え、地方公共団体による迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、以下の調査・検討等を行う。

1. 復旧・復興対策の事例収集や取組調査について

平成29年九州北部豪雨や、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等、日本各地で発生した近年の自然災害からの復旧・復興の取組事例等について、被災地方公共団体等へのヒアリング等により情報収集を行い、今後の地方公共団体における復旧・復興等の取組の推進に寄与する。

2. 被災者の住まいの在り方に関する検討調査について

大都市圏においては、大規模災害発生時には既存の民間賃貸住宅を活用した借上型仮設住宅の積極的な供与が重要になるが、被害が甚大な都道府県の中だけでは十分に対応できない可能性が高いことから、被害の比較的小さな近隣都道府県との「広域連携」を前提とした借上型仮設住宅の迅速かつ効率的な供与のあり方について検討を行う。

事業イメージ・具体例

1. 自然災害からの復旧・復興の取組事例について、被災地方公共団体へのヒアリング等により情報収集を行います。

また、過去の大規模災害や今後発生が予想されている大規模地震などを踏まえた復旧・復興に係る事前の取組状況や具体の施策等について、地方公共団体にアンケート調査等を行いその実態を把握します。調査結果を踏まえ、既存の『復旧・復興ハンドブック』及び『災害復興対策事例集』に反映・改訂するとともに、HP掲載・冊子データ頒布等により地方公共団体に普及します。

2. 近隣都道府県との「広域連携」を前提とした借上型仮設住宅の供与のあり方について、関東・関西の大都市圏における既存の取組についてヒアリング・アンケート調査を行い、取組の実効性に係る検証、課題の抽出及び今後の対策の方向性を検討します。

また、このような対策の検討に際し、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害を想定した「広域連携」による借上型仮設住宅の供与の訓練をモデル的に実施し、課題の抽出を行った上で、広域連携による供与の訓練を行う際の手引きの作成を行います。

期待される効果

- 実際に被災した地方公共団体の復旧・復興施策の取組事例や、先行する事前復旧・復興の取組状況等について調査し、他の地方公共団体に示すことにより、今後発生が予想される大規模地震等の自然災害に対する地方公共団体の復旧・復興の迅速な取組の推進が図られます。
- 大規模災害発生時における広域連携による借上型仮設住宅の迅速な供与が図られ、避難所生活の早期解消や、被災者の住まいの確保に係るコスト低減が図られる。

被災者生活再建支援金補助金

令和2年度概算要求額 600百万円 (600百万円)

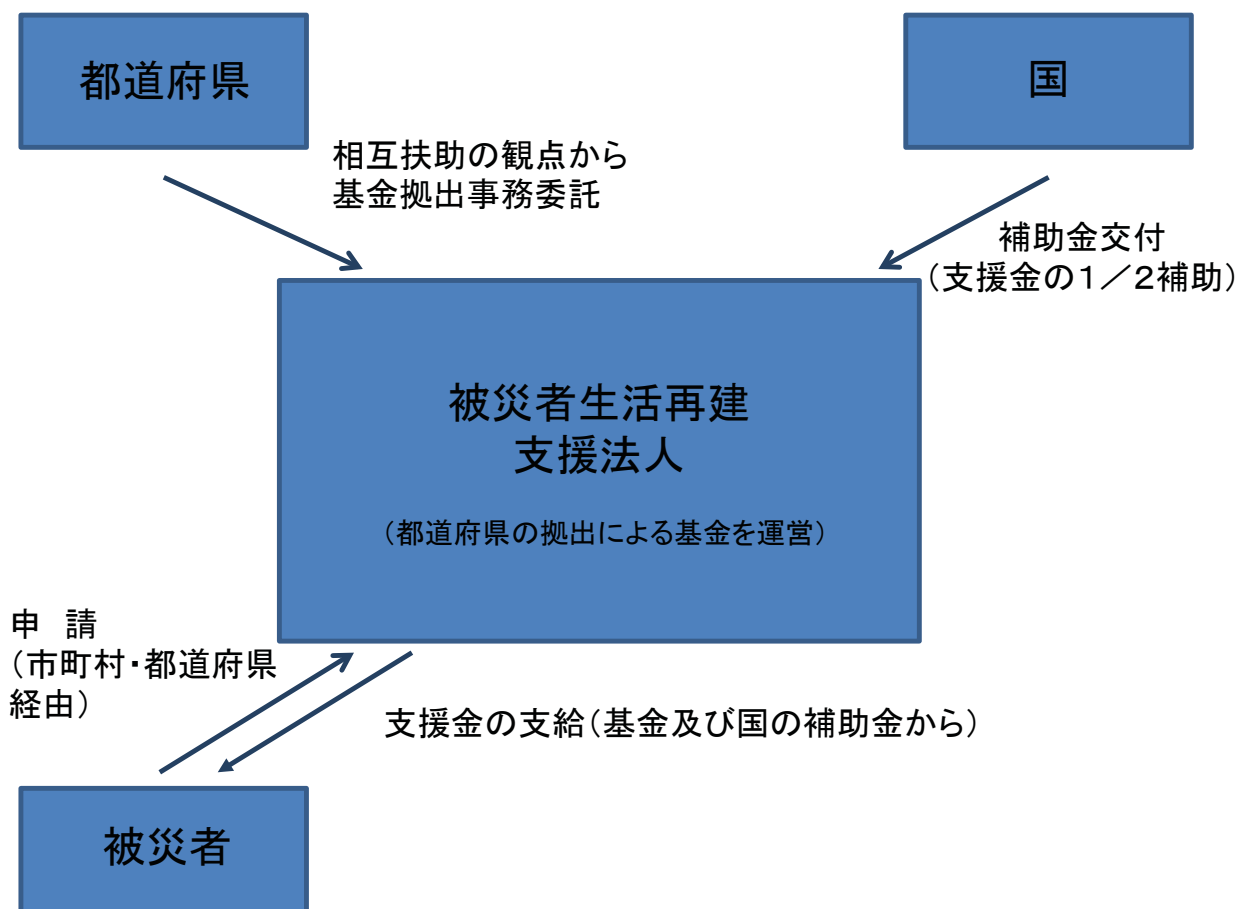
被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を補助する。

被災者生活再建支援法 (平成10年制定)

【目的】 自然災害を受けた被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

- 全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金(注)を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給
- 国は支給される被災者生活再建支援金のうち1/2を補助

(参考) 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



災害救助費等負担金

令和2年度概算要求額 4,310百万円（4,310百万円）

1 災害救助費負担金

一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事が災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について負担を行う。

○ 災害救助法に基づく救助

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 食品の給与
- 飲料水の供給
- 生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索・処理
- 障害物の除去

○ 国庫負担割合

被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から約9割を国庫負担する。

普通税収入見込額の割合		国庫負担割合
① 収入見込額の2/100以下の部分	→	50/100
② 収入見込額の2/100超4/100以下の部分	→	80/100
③ 収入見込額の4/100超の部分	→	90/100

2 国民保護訓練経費

都道府県知事が、国民保護法に基づき救援に関する訓練を国と共同で実施した場合の経費について全額補助する。

災害弔慰金等負担金

令和2年度概算要求額 140百万円 (140百万円)

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、又は重度の障害を負った者に対して災害障害見舞金を支給した場合、国が1/2を（都道府県1/4・市町村1/4）負担する。

1 災害弔慰金

○ 支給対象遺族

- ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ② 上記①の遺族がいない場合に兄弟姉妹（死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

○ 支給金額

- | | |
|---------------------|-------|
| ① 支給遺族の生計維持者が死亡した場合 | 500万円 |
| ② その他の者が死亡した場合 | 250万円 |

2 災害障害見舞金

○ 支給対象者

重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

○ 支給金額

- | | |
|---------|-------|
| ① 生計維持者 | 250万円 |
| ② その他の者 | 125万円 |

災 害 援 護 貸 付 金

令和2年度概算要求額 150百万円 (150百万円)

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付ける。

○ 制度概要

- | | |
|--------|------------------------------------------|
| ① 貸付金額 | 被害状況に応じて 150万円 ~ 最高 350万円 |
| ② 所得制限 | 例) 住居が滅失した場合 1,270万円
(市町村民税の前年度総所得金額) |
| ③ 利 率 | 年3%以内で条例で定める率
(据置期間中は無利子) |
| ④ 据置期間 | 3年 (特別の場合5年) |
| ⑤ 償還期間 | 10年 (据置期間を含む) |
| ⑥ 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦 |
| ⑦ 貸付原資 | 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3 |

特定地震防災対策施設運営費補助金

令和2年度概算要求額 251百万円（251百万円）

事業概要・目的

○ 事業概要

阪神・淡路大震災を始めとした国内外の地震災害の経験や教訓などに関する震災関連資料の収集・展示及び体験・学習並びに地震防災の調査研究及び専門家の育成等の事業を行う特定地震防災対策施設の運営費の2分の1を補助する。

○ 目的

大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に活かすために、防災の重要性の市民への普及啓発、実践的な防災研究、災害対応の現地支援やネットワークの形成等を通じて、

- ・ 地域防災力の向上
- ・ 防災政策の開発支援
- ・ 災害対策の発信拠点の形成

等を図る特定地震防災対策施設の活動を推進する。

事業イメージ・具体例

○ 展示

被災者・市民・ボランティア等と協力・連携し、大震災の経験・教訓を、特に子供等に向けて情報発信する。

○ 実践的な防災研究と若手防災専門家の育成

防災施策や災害対策の立案・推進に資する実践的な防災研究を実施し、学術的価値の確立を先導する。

○ 災害対応の現地支援

大規模災害時に災害対応の実践的・体系的な知識を有する人材を被災地に派遣する。

○ 交流・ネットワーク

防災に関する行政実務者、研究者等、多様なネットワークを形成する。

○ 災害対策専門職員の育成

地方公共団体の防災担当職員等への研修等によって、災害対策実務の中核を担う人材を育成する。

○ 資料収集・保存

阪神・淡路大震災の資料を継続的に収集・蓄積し、防災情報を整理・発信する。

期待される効果

- 特定地震防災対策施設の円滑かつ安定した運営により、地震防災対策の向上に資する。

令和 2 年度内閣府防災部門 税制改正要望事項

令和2年度税制改正要望事項

①地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

[拡充・延長]

<税目> (地方税) 固定資産税

背景・目的

地震による甚大な被害を防止・軽減するためには、行政だけでなく事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある、全国各地の事業者が緊急地震速報受信装置等を整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが重要である。

現行制度の概要

地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準を2/3とする。

要望内容

対象地域を全国に拡充する。

また、適用期限を3年間延長し、令和5年3月31日までとする。

<国土交通省（気象庁）と共同要望>

②防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の拡充及び延長

[拡充・延長]

<税目> (国税) 法人税、所得税

背景・目的

地震時等に著しく危険な密集市街地において、防災街区整備事業を強力に促進することにより、当該密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって都市の安全性の向上を図る。

現行制度の概要

個人又は法人が、所有する事業用資産を耐火建築物などを建築するために譲渡し、防災街区整備事業の保留床を取得し事業の用に供した場合、譲渡価額のうち買換資産の取得価額を限度に、譲渡益の80%について課税を繰り延べることができる。

要望内容

譲渡資産に係る要件について、平成30年の建築基準法の改正によって、「耐火建築物」又は「準耐火建築物」と同等以上の延焼防止性能を有する建築物が位置付けられたこと等を踏まえて、拡充を行う。

また、適用期限を3年間延長し、法人税については令和元年3月31日まで、所得税については令和5年12月31日までとする。

<国土交通省と共同要望> (内閣府は従要望)

③首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 [拡充・延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

首都直下地震や南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度の観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっているため、平成 25 年 4 月に、鉄道施設の耐震補強の実施について努力義務を課す省令を施行し、令和 4 年度を目標年度として、耐震化を促進しているところである。また、昨年 12 月に「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月閣議決定）」が策定され、特に緊急性の高い駅や橋りょう等について、3 か年で対策を完了することとしている。このような背景のもと、既存制度を延長・拡充することで、鉄道施設の耐震補強を推進し、地震時における鉄道利用者等の安全確保等を図る。

現行制度の概要

首都直下地震・南海トラフ地震で震度 6 強以上が想定される地域等において、耐震対策により取得した以下の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の 5 年間 2/3 とする。

- ・ 緊急輸送道路と交差・並走する路線における橋りょう、高架橋、トンネル
- ・ 片道断面輸送量が 1 日 1 万人以上の路線におけるロッキング橋脚を有する橋りょう

要望内容

対象施設について「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月閣議決定）」で対象となっている駅、橋りょう、高架橋、トンネルを 1 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）に限って拡充する。また、従来の対象施設については、適用期限を 2 年間延長し、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

④地域データセンター整備促進税制の拡充・延長 [拡充・延長]

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）固定資産税

背景・目的

今後も増加が見込まれている地域の IoT データ及び官民データの蓄積・活用並びに東京圏に集中しがちなデータやトラヒックの分散化を図り、地域内での情報の流通を円滑化するとともに、耐災害性を向上させるため、データセンターを全国に整備することが必要である。

現行制度の概要

地域のデータセンターを整備するものとして、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）に基づいて総務大臣から認定された実施計画に従って取得し、事業の用に供した電気通信設備（サーバー、ルーター・スイッチ、電源装置等）のうち、

- ・東京圏以外の地域に整備するもので、設置地域近傍からの利用を主たる目的とする一定の設備に限り、取得価格の一定割合を特別償却額として計上することを可能とする。（国税の特例）
- ・首都直下地震緊急対策区域以外の地域に整備するもので、専ら同区域内のデータセンターのバックアップを目的とする一定の設備に限り、固定資産税の課税標準の特例を受けることを可能とする。（地方税の特例）

要望内容

（拡充）

- （1）助成金事業（地域特定電気通信設備共用事業）と選択的に適用可能とすること。
- （2）対象設備のルーター・スイッチ等の電気通信設備について、サーバーを設置しない場合についても対象とすること。
- （3）地方税の地理的要件「首都直下地域緊急対策区域以外の地域」を「東京圏以外」に変更すること。
- （4）国税の対象設備の目的要件「近傍からの利用」、地方税の対象設備の目的要件「首都直下地域緊急対策区域のバックアップ」を求めないこと。

（延長）適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。

＜総務省と共同要望＞（内閣府は従要望）

⑤ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長 [拡充・延長]
＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

近年、集中豪雨等による浸水被害が多発しており、特に地下街等は、浸水スピードが速く閉鎖的であり、人命に対するリスクが大きいこと等から、避難確保や避難確保のための浸水防止を図ることが不可欠である。また、平成30年には、変電所の浸水や配電設備の被害による停電を伴う風水害が発生した（平成30年7月豪雨、台風第21号）。

現行制度の概要

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）について、最初の5年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。

要望内容

- （拡充）特例措置の対象に非常用電源設備を追加する。
- （延長）適用期限を3年間延長し、令和5年3月31日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

⑥ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長 [延長]

<税目> (地方税) 固定資産税

背景・目的

性能向上リフォームを推進することで、耐震性等に優れた良質で次の世代に資産として継承できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。

現行制度の概要

既存住宅の耐震リフォーム等を行う場合、固定資産税額を1/2減額等するもの。

要望内容

適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。

<国土交通省と共同要望> (内閣府は従要望)

⑦ 耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

南海トラフ地震や首都直下地震等大規模な地震が発生し甚大な人的・物的被害が生じるおそれがあるなど、既存建築物の耐震化は喫緊の課題である一方、耐震改修には多額の費用負担を要するところ、予算措置に加え、耐震改修を早期に実施するインセンティブを与えることが必要である。

現行制度の概要

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたものうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したものについて、工事完了の翌年度から2年間、税額を1/2減額（改修工事費の2.5%を限度）する。

要望内容

適用期限を3年間延長し、令和5年3月31日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

⑧津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長

[延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

臨海部に存する港湾においては、行政のみならず民間企業が所有・管理する港湾施設等も多数存在するところ。これらの施設の津波対策は、単に当該企業における防災機能の向上のみならず、地域全体における防災力の向上にも寄与するが、非収益投資のため整備が進みにくく、これを促進するためには民間企業が実施する津波対策に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。

現行制度の概要

津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、臨港地区において民間企業が取得・改良した港湾施設等（護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設）について、取得後4年間、取得価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

（イ）大臣配分又は知事配分資産： 1/2

（ロ）その他の資産： 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

要望内容

適用期限を4年間延長し、令和6年3月31日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

その他、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設を要望。

令和 2 年度内閣府防災部門 機構・定員要求事項

令和2年度 内閣府防災の主な機構・定員要求

令和元年8月

機構要求

○防災対策

- 発災時の事業継続のための体制の抜本強化
参事官（1）の新設
- 避難所対応の抜本強化
企画官（1）の新設

※新設に係る振替財源は検討中。

定員要求

○防災対策

所要の体制整備のために4人の増員を要求。

以上



内閣府

郵便番号 100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館3階

内閣府政策統括官（防災担当）

電話 (03) 5253-2111 (大代表)

URL <http://www.bousai.go.jp>